

「省エネ機器転換等支援事業」開始のお知らせ

国際的な情勢不安や円安の進行により、電気や燃料等の価格が高騰し続けるなど、厳しい経営状況にある畜産事業者に対して、低コスト化や効率化等により経営強化・改善等の取組に係る経費を支援する事業のご案内です。

1 事業概要

項目	内容
補助対象事業者	府内に所在する畜産業所得を主とする畜産事業者であり、かつ、府内に主な生産・経営基盤を持つ畜産事業者又は畜産事業者等が組織する団体 畜産事業者が複数の農場を所有する場合は、農場ごとに事業を実施できます。
補助要件	以下の全てを満たしていることが要件となります。 1 経営の改善（収入の増加又はコストの低減）する計画を作成すること 2 地域畜産応援隊による助言・指導のもと事業を実施すること 3 他の事業と重複申請とならないこと 4 <u>事業実施年度の2月末日までに終わる取組</u> であること
補助対象	低コスト化や効率化等により経営強化・改善等の取組に係る以下の経費に対し助成します。 1 省エネ機器の導入、新技術導入、畜産物の品質向上等 （1）省エネ機器の導入に係る経費 （2）新技術導入に係る経費 （3）畜産物の品質向上に係る経費 2 その他事業の趣旨に照らして必要と認められるもの ※ 詳しくは、「別紙 省エネ機器転換等支援事業要望調査票」をご覧ください。
補助率、補助上限等	1 補助率 3/4以内（消費税は補助対象外） 2 補助上限額 1事業実施主体当たり750千円 ただし、事業実施主体の飼養する家畜の頭羽数が以下に掲げる数を超えるときは1,500千円 (1) 乳牛 100頭、 (2) 肉用牛 100頭、 (3) 豚 500頭、 (4) 家きん 1万羽
事業対象期間	令和6年2月末まで (事務処理の都合上、令和6年2月末までに、実績報告書を提出すること)
申請受付期間	令和5年8月1日（火）～8月31日（木）

2 申請書類

応募に必要な書類は、当所にお問合せください。
事業の詳細は京都府ホームページにも掲載しています

3 採択基準

採択基準は、経営規模、導入機器、計画、事業継続のための制度の加入状況等とし、予算の範囲内で補助対象事業者を選定するものとします。
なお、選定経過及び結果の内容等についての問合せには応じられません。

4 申請方法

申請期限内（最終日必着）に、当所に提出してください。
なお、申請書類は、採択の可否に関わらず申請者に返却できませんので、申請にあたっては、予め複写するなどして保管しておいてください。

申請事務の流れ

できるだけ早く・・・

① 事業実施の相談・申し出

本事業への申請を希望される方は、山城家畜保健衛生所あてに要望調査票を提出してください。

② 補助金交付申請書（事業実施計画書）の作成

事業実施内容の検討や申請書の作成等に当所が伴走支援を行います。伴走支援を得ながら、補助金交付申請書（事業実施計画書）の作成を進めてください。

※伴走支援を受けないと申請することができませんので、留意してください。

③ 補助金交付申請書（事業実施計画書）の提出

補助金交付申請書に事業実施計画書及び必要な書類を添付して、当所へ提出してください。

<お願い>

※ 事業活用をご希望される場合は、「別紙 省エネ機器等転換事業要望調査票」に必要事項をご記入の上、7月25日（火）までに山城家畜保健衛生所あてに送付してください。

※ 「活用するかどうかわからない」、「事業要件に当てはまらないかもしれない」といったお悩みの場合は、遠慮なく当所までご相談ください。

※ 伴走支援する中で、事業要件を満たさないと判断した場合は申請できないこともありますので、予めご理解願います。

問い合わせ先

京都府山城家畜保健衛生所

TEL : 0774-52-2040

FAX : 0774-52-2030